后川朱公報

令和 2 年 5 月 8 日 (金曜日)

뮥

外

(第 48 号)

目 次

公 告

(人事課)

○石川県条例第33号の公布公告

(議会事務局)

○石川県条例第32号の公布公告

_______ 公 告

石川県条例第32号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部人事課の執務室前に掲示して公布した。

令和2年5月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

知事及び副知事の給与の特例に関する条例をここに公布する。

今和二年四月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石三県条例第三十二号

知事及び副知事の給与の特例に関する条例

当該給料月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。に当たっては、知事、副知事給与条例(昭和二十二年石川県条例第三号)第一条各号に定める給料月額から、今和二年五月一日から令和三年三月三十一日までの間においては、知事及び副知事に対する給料月額の支給

至 三

この条例は、令和二年五月一日から施行する。

石川県条例第33号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び議会庁舎の受付前に掲示して公布した。

令和2年5月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

令和二年四月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

別表一に定める議員報酬の月額から、当該議員報酬の月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。支給に当たっては、石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(昭和三十一年石川県条例第三十九号)令和二年五月一日から同年十二月三十一日までの間においては、石川県議会議員に対する議員報酬の月額の

至 三

この条例は、今和二年五月一日から随行する。